

パブリックコメント手続実施要項

作成日:平成21年(2009年)9月29日

素案の名称	市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の素案(たたき台)
パブリックコメント手続実施の目的	「現行の区域区分を変更しない」という区域区分の素案を作成するにあたり、たたき台の段階で広く市民のみなさまの声を聴き、意見を反映させる
実施部署名	みどりまちづくり部 まちづくり政策課
(問い合わせ先)	みどりまちづくり部まちづくり政策課 担当 松政 (電話:072-724-6810)
公表内容	(1)市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の素案(たたき台)
素案の閲覧方法と閲覧場所	(1)ホームページ (アドレス http://www2.city.minoh.osaka.jp/MACHI/home.html) (2)みどりまちづくり部 まちづくり政策課 (箕面市役所 別館4階 46番窓口) (3)行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 14番窓口) (4)箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5)中央・東生涯学習センター、西南公民館、みのお市民活動センター (2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで (5)は、施設の開館日、開館時間
意見等の提出期間	平成21年(2009年)10月1日から10月30日まで(郵便の場合は必着)
意見等の提出方法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1)閲覧場所の窓口への提出 (箕面市役所 別館4階 46番窓口) (2)郵便による送付 (〒562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号) (3)ファクシミリによる送付 (FAX 072-722-2466) (4)電子メールによる送付 (Email : machi@maple.city.minoh.lg.jp) 閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。(自由な形式で提出していただいてもかまいません。)
意見等を提出できるかた	(1)本市にお住まいのかた (2)本市に事務所又は事業所がある事業者 (3)本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4)本市にある学校に在学しているかた (5)本市に対して納税義務を有しているかた (6)上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体 (7)箕面市域内の土地の所有者その他利害関係を有するかた
意見等を提出する際の必要記載事項	(1)意見を提出しようとする素案の名称 (2)氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(4)及び(6)に該当するかたにあっては、名称及び所在地) (3)上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提出された意見等及び市の考え方の公表方法	「素案の閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 公表期間:平成21年(2009年)12月(予定) 意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。
備考	